

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	11	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <span style="border: 1px solid black;">不動産取得税</span> 固定資産税 事業所税 その他（）	
要望 項目名	地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」においては、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととしている。</p> <p>地域医療構想の実現に向けては、医療機関の再編を伴う急性期機能の集約化や病床機能の再編が必要となる場合があるが、入院患者調整による減収や新たな経済的負担が発生する。</p> <p>地域の医療機関の再編に伴う経済的負担を軽減することで、より一層の地域医療構想を推進する必要がある。</p> <p>・特例措置の内容 地域医療構想の実現に向け、医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第十二条の二の二第一項に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物に対する不動産取得税の課税標準の軽減措置について、適用期限の延長を要望する。</p>	
関係条文	医療介護総合確保法第12条の2の2～第12条の10、地方税法附則第11条第18項	
減収 見込額	<p>[初年度] ー (▲120) [平年度] ー (▲120) [改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる医療提供体制を構築する。</p> <p>(2) 施策の必要性 再編を含む病床機能の分化・連携に伴う、地域の医療機関の再編による土地や建物の取得が行われた際に、不動産取得税の課税標準の軽減措置が受けられることにより、より一層の地域医療構想の推進が図られる。</p>	
本要望に 対応する 縮減案	ー	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標 I) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標 1) 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>
	政策の達成目標	<p>病床再編等に係る負担を軽減し、2025 年における地域医療構想の実現を図る。</p> <p>新経済・財政再生計画改革行程表 2022 (令和 4 年 12 月 22 日経済財政諮問会議) の記載に基づき、地域医療構想調整会議で合意した 2025 年 (令和 7 年) における病床数に対する実際に増減された病床数の割合を 2025 年度中に 100%とすることを目標とする。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年 (令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)
	同上の期間中の達成目標	<p>地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。新経済・財政再生計画改革行程表 2022 (令和 4 年 12 月 22 日経済財政諮問会議) の記載に基づき、重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を令和 5 年度末までに 100%、地域医療構想調整会議の開催回数を令和 6 年度末までに約 2,000 回をそれぞれ段階的な目標として設定する。</p>
政策目標の達成状況	<p>昨年 3 月に地域医療構想の進め方に関する通知を発出し、2022 年度及び 2023 年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととともに、今後全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向を確認することとしている。また、重点支援区域については本年 7 月時点で 19 区域選定したところであり、医療機関における病床の機能分化・連携の取組につながっている。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	年間 10 件
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>地域医療構想の実現への過程において、公立・公的医療機関と民間医療機関に対して等しく再編を促していくためには、税負担においても可能な限り公平性を失うことがないようにする必要がある。加えて、医療機関の再編に伴う資産の取得について、不動産取得税を優遇する措置を延長することにより、民間医療機関の経済的負担が軽減され、民間医療機関の再編に関する議論も促進される。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度」(平成31年4月1日施行)  地域医療構想の実現のため、民間医療機関等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却できることとする。</p> <p>「再編計画に係る登録免許税の軽減措置」(令和3年5月28日施行)  地域医療構想の実現のため、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を軽減するもの。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>「病床機能再編支援事業」  (要求内容) 病床削減や再編時に入院患者調整等により減収となる中、過配置となる人員の給与、病院間の給与水準の調整等、一定の期間対応を要する財政上の阻害要因を緩和するため、病床の削減規模及び再編規模に応じた支援を行う。  (総事業費) 195億円(令和5年度予算額)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	病院再編時の財政上の減収分を上記予算で補填し、不動産取得等の経済的負担に対しては本要望により軽減を行う。
	要望の措置の妥当性	地域医療構想の実現に向けた地域の医療機関の再編を本措置で支援することにより、より一層の地域医療構想の推進が図られる。
税負担軽減措置等の適用実績	不動産取得税：令和4年度 0件(0百万円)	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—	
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	令和2年度以降、都道府県及び医療機関が新型コロナウイルス感染症対応を最優先として対応しており、地域医療構想を推進することが難しい状況にあったが、再編計画の認定実績が上がってきており、有効な措置になっていると思われる。	
前回要望時の達成目標	2025年における地域医療構想の実現	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和5年3月末時点の全国の公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定状況は医療機関数ベースで60%、病床数ベースで76%となっている。</p> <p>令和2年度以降、都道府県及び医療機関が新型コロナウイルス感染症対応を最優先として対応しており、地域医療構想を推進することが難しい状況であったが、地方との協議も経た上で、昨年3月には地域医療構想に関する進め方に関する通知を発出し、2022年度及び2023年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行い、具体的に再編を進めることとしており、地域医療構想を進めるための措置が今後より一層必要となってくる。</p>	

これまでの要望経緯	令和3年度 創設 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設（登録免許税の軽減措置の創設） 令和4年度 創設 当該税制優遇措置創設（不動産取得税の軽減措置）。 令和5年度 延長 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長（登録免許税の軽減措置の延長）
-----------	---